

～戸籍等を郵便で請求する方法～

戸籍謄抄本を請求できるのは原則として戸籍に記載してある人からみて、本人、配偶者、直系親族（祖父母、父母、子、孫など）に限ります。身分証明書、独身証明書は本人のみが請求できます。

【郵送請求に必要なもの】

①戸籍謄抄本等交付請求書

請求者、必要な人の本籍、氏名、生年月日、必要なもの、通数など正しくご記入ください。書き方がわからない場合は市民課までお問合せください。

②手数料分の定額小為替

証明手数料は以下のとおりです。郵便局にて購入してください。

戸籍の種類	金額（1通）
戸籍謄本（全部事項証明）・戸籍抄本（個人事項証明）	450円
除籍（原戸籍）謄本・抄本	750円
戸籍附票謄本・抄本	300円
身分証明書	300円
一般行政証明（独身証明書等）	300円

※出生から死亡までなど一定期間の連続した戸籍（除籍）謄抄本や、住所の履歴のわかる戸籍附票謄抄本を請求される場合は、戸籍等の数によって手数料が変動します。必要なものをご確認の上、事前に市民課までお問合せください。

③返信用封筒

請求される人の郵便番号、住所（※）、氏名を書いて切手を貼ったものをご用意ください。

※この場合の住所は請求される人の住民登録地（住民票に記載された住所）です。住民登録地以外には送付できませんのでご注意ください。

④官公署発行の身分証明書等の写し

請求者本人であることと住民登録地の確認のため、官公署発行の証明書（運転免許証、マイナンバーカード、国民健康保険証、後期高齢者医療証、介護保険証等）の写しが必要です。証明書は有効期限内のものに限ります。マイナンバーカードは写真のある面の写しを、国民健康保険証・後期高齢者医療証の場合は記号番号を隠したものの写しをお送りください。住所が記載されていないパスポートや健康保険証は該当しません。（住民登録地が確認できない場合は別途住民票の写し（コピー不可）の添付が必要な場合があります。市民課へお問合せください。）

⑤その他

※ 請求される人と戸籍に記載してある人との関係が安来市の戸籍で確認できないときは、関係が確認できる戸籍謄抄本の写しの添付をお願いすることがあります。

※ ご請求から証明書がお手元に届くまでに通常郵便で1週間から10日ほどかかります。お時間に余裕をもってご請求ください。お急ぎの場合は通常料金に速達料金を加えた切手を貼り付けて「速達」と朱書きしてください。

①～④（必要な場合は⑤も）をまとめて以下の宛先にお送りください。

【宛先】

〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 安来市役所市民課
(TEL 0854-23-3080)